

GRIガイドライン2002年版と本報告書の対照表

本報告書の制作に当たっては、GRIガイドライン2002年版を参照しました。
 下表は、ガイドラインの各指標と本報告書の掲載ページを照合したものです。

| 項目 | 指標 | 本報告書での掲載該当ページ |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 ビジョンと戦略 | | |
| 1.1 | 持続可能な発展への寄与に関する組織のビジョンと戦略に関する声明 | 2-3 |
| 1.2 | 報告書の主要要素を表す最高経営責任者(または同等の上級管理職)の声明 | 2-3 |
| 2 報告組織の概要 | | |
| 組織概要 | | |
| 2.1 | 報告組織の名称 | 0 |
| 2.2 | 主な製品やサービス。それが適切な場合には、ブランド名も含む | 5 |
| 2.3 | 報告組織の事業構造 | 5 |
| 2.4 | 主要部門、製造部門子会社、系列企業および合弁企業の記述 | 5 |
| 2.6 | 企業形態(法的形態)例:株式会社、有限会社など | 0 |
| 2.7 | 対象市場の特質 | 19 |
| 2.8 | 組織規模 | 0, 4 |
| 2.9 | ステークホルダーのリスト。その特質、および報告組織との関係 | 18-19 |
| 報告書の範囲 | | |
| 2.10 | 報告書に関する問い合わせ先。電子メールやホームページのアドレスなど | 0 |
| 2.11 | 記載情報の報告期間(年度/暦年など) | 0 |
| 2.12 | 前回の報告書の発行日(該当する場合) | 0 |
| 2.13 | 「報告組織の範囲」(国/地域、製品/サービス、部門/施設/合弁事業/子会社)と、もしあれば特定の「報告内容の範囲」 | 0 |
| 報告書の概要 | | |
| 2.20 | 持続可能性報告書に必要な、正確性、網羅性、信頼性を増進し保証するための方針と組織の取り組み | 1, 50-51 |
| 2.22 | 報告書利用者が、個別施設の情報も含め、組織の活動の経済・環境・社会的側面に関する追加情報報告書を入手できる方法(可能な場合には) | 0 |
| 3 統治構造とマネジメントシステム | | |
| 構造と統治 | | |
| 3.1 | 組織の統治構造。取締役会の下にある、戦略設定と組織の監督に責任を持つ主要委員会を含む | 20-21 |
| 3.2 | 取締役会構成員のうち、独立している取締役、執行権を持たない取締役の割合(百分率) | 20 |
| 3.4 | 組織の経済・環境・社会的なリスクや機会を特定し管理するための、取締役会レベルにおける監督プロセス | 23, 24, 26, 27 |
| 3.6 | 経済・環境・社会と他の関連事項に関する各方針の、監督、実施、監査に責任を持つ組織構造と主務者 | 23, 24, 26, 27 |
| 3.7 | 組織の使命と価値の声明。組織内で開発された行動規範または原則。経済・環境・社会各パフォーマンスにかかわる方針とその実行についての方針 | 16-17 |
| 3.8 | 取締役会への株主による勧告ないし指導のメカニズム | 20 |
| ステークホルダーの参画 | | |
| 3.9 | 主要ステークホルダーの定義および選出の根拠 | 18-19 |
| 3.10 | ステークホルダーとの協議の手法。協議の種類別ごとに、またステークホルダーのグループごとに協議頻度に換算して報告 | 0, 44-49 |
| 3.11 | ステークホルダーとの協議から生じた情報の種類 | 44-49 |
| 3.12 | ステークホルダーの参画からもたらされる情報の活用状況 | 45, 47, 49 |
| 統括的方针およびマネジメントシステム | | |
| 3.13 | 組織が予防的アプローチまたは予防原則を採用しているのか、また、採用している場合はその方法の説明 | 26 |
| 3.14 | 組織が任意に参加、または支持している、外部で作成された経済・環境・社会的憲章、原則類や、各種の提唱(イニシアチブ) | 17 |
| 3.16 | 上流および下流部門での影響を管理するための方針とシステム | 25, 28 |
| 3.17 | 自己の活動の結果、間接的に生じる経済・環境・社会的影響を管理するための報告組織としての取り組み | 28 |
| 3.18 | 報告期間内における、所在地または事業内容の変更に関する主要な決定 | 0 |
| 3.19 | 経済・環境・社会的パフォーマンスに関わるプログラムと手順 | 24-28 |
| 3.20 | 経済・環境・社会的マネジメントシステムに関わる認証状況 | 27 |
| 4 GRIガイドライン対照表 | | |
| 4.1 | GRI報告書内容の各要素の所在をセクションおよび指標ごとに示した表 | 50-51 |

| 項目 | 指標 | 本報告書での掲載該当ページ |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 5 パフォーマンス指標 | | |
| 統合指標 | | |
| 全体系的指標 | 組織自体がその一部であるところの広範な経済・環境・社会システムと組織の活動を関連付けるもの | 8 |
| 経済的パフォーマンス指標 | | |
| EC1 | 金銭的フロー指標:総売上げ | 4 |
| EC2 | 市場の地域別内訳 | 19 |
| EC6 | 金銭的フロー指標:債務と借入金について利子ごとに分類された投資家への配当、また株式のすべてのカテゴリごとに分類された配当 — 優先配当金の遅延も含む | 4 |
| 環境パフォーマンス指標 | | |
| EN3 | 直接的エネルギー使用量 | 33 |
| EN8 | 温室効果ガス排出量 (CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆) | 32 |
| EN11 | 種類別と処理方法別の廃棄物総量 | 32 |
| EN14 | 主要製品およびサービスの主な環境影響 | 29 |
| EN17 | 再生可能なエネルギー源の使用、およびエネルギー効率の向上に関する取り組み | 30 |
| EN27 | 生態系が劣化した地域における、原生の生態系とそこに生息する種の保護と回復のための方針、プログラムおよび目標 | 36 |
| 社会的パフォーマンス指標 | | |
| 【労働慣行と公正な労働条件】 | | |
| LA1 | 労働力の内訳 (可能であれば) :地域・国別、身分別 (従業員・非従業員)、勤務形態別 (常勤・非常勤)、雇用契約別 (期限不特定および終身雇用・固定期間および臨時)。また、他の雇用者に雇われている従業員 (派遣社員や出向社員) の地域・国別の区分 | 33 |
| LA5 | 労働災害および職業性疾病に関する記録・通知の慣行、ならびに「労働災害と職業病の記録と通知に関するILO行動規範」への適合性 | 35 |
| LA10 | 機会均等に関する方針やプログラムと、その施行状況を保証する監視システムおよびその結果の記述 | 34-35 |
| LA12 | 従業員に対する法定以上の福利厚生 | 34 |
| LA16 | 雇用適性を持ち続けるための従業員支援および職務終了への対処プログラムの記述 | 34、35 |
| 【人権】 | | |
| HR1 | 業務上の人権問題の全側面に関する方針、ガイドライン、組織構成、手順に関する記述 (監視システムとその結果を含む) | 17 |
| HR2 | 投資および調達に関する意思決定 (供給業者・請負業者の選定を含む) の中に人権に与える影響への配慮が含まれているか否かの立証 | 25、26 |
| HR3 | サプライチェーンや請負業者における人権パフォーマンスの評価と取り組みに関する方針と手順 (監視システムとその結果を含む) の記述 | 25、33 |
| HR4 | 業務上のあらゆる差別の撤廃に関するグローバルな方針、手順、プログラムの記述 (監視システムとその結果も含む) | 17、33 |
| HR5 | 組合結成の自由に関する方針と、この方針が地域法から独立して国際的に適用される範囲の記述。またこれらの問題に取り組むための手順・プログラムの記述 | 17、33 |
| HR6 | ILO条約第138号で規定されている児童労働の撤廃に関する方針と、この方針が明白に述べられ適用されている範囲の記述。またこの問題に取り組むための手順・プログラム (監視システムとその結果を含む) の記述 | 17、33 |
| HR7 | 強制・義務労働撤廃に関する方針と、この方針が明白に述べられ適用されている範囲の記述。またこの問題に取り組むための手順・プログラム (監視システムとその結果を含む) の記述:ILO条約第29条第2項を参照 | 17、33 |
| HR8 | 業務上の人権問題の全側面に関する方針と手順についての従業員研修:訓練形態、研修参加者数、平均研修期間を含めること | 34 |
| HR9 | 不服申し立てについての業務慣行 (人権問題を含むが、それに限定されない) の記述 | 23 |
| HR10 | 報復防止措置と、実効的な秘密保持・苦情処理システムの記述 (人権への影響を含むが、それに限定されない) | 23 |
| HR12 | 先住民のニーズに取り組む方針、ガイドライン、手順についての記述 | 33 |
| 【社会】 | | |
| SO1 | 組織の活動により影響を受ける地域への影響管理方針、またそれらの問題に取り組むための手順と計画 (監視システムとその結果を含む) の記述 | 26、28、33 |
| SO2 | 贈収賄と汚職に関する方針、手順/マネジメントシステムと、組織と従業員の遵守システムの記述 | 18 |
| SO3 | 政治的なロビー活動や献金に関する方針、手順/マネジメントシステムと遵守システムの記述 | 18 |
| 【製品責任】 | | |
| PR1 | 製品・サービスの使用における顧客の安全衛生の保護に関する方針、この方針が明白に述べられ適用されている範囲、またこの問題を扱うための手順/プログラム (監視システムとその結果を含む) の記述 | 33 |
| PR2 | 商品情報と品質表示に関する組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述 | 33 |
| PR6 | 報告組織が使用することを許されたかもしくは受け入れた、社会的、環境的責任に関する自主規範の遵守、製品ラベル、あるいは受賞 | 15 |